

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第四章 米麦等の供出・価格をめぐる運動

第一節 五三年産麦価をめぐる動き

麦の直接統制はすでに一九五二年六月似来解除され、政府は外麦管理と内麦の一定価格での自由買入れ、売渡しという間接統制をつづけて来たのであるが、五二年産麦の市場価格は政府の予期に反して昂騰し、間接統制の効果が疑問視され、五三年産麦の管理方式をめぐる政府部内はもとより、各政党農民団体間に激しい論議が起った。しかし結局従来通りの管理方式をつづけることに決定したが五三年産麦価公定をめぐる問題はきわめて重大な展開を示し、ついに農林大臣更迭の直接のキッカケをさえなすに至った。つぎに五三年麦価決定までの経過と、農民団体のこれに対する動きをかんたんに見よう。

政府の決定した麦価算定方針は、前年と同様、パリティ方式を基準とし、豊凶係数を参酌してきめるが、統制撤廃後の需給条件の変化を考慮して三麦間の価格比がバランスするように調整する、というものであった。この方針で政府の算定した麦価は、大麦一五六七円(五二・五キロ)、裸麦二〇九九円(六〇キロ)、小麦一九三三円(六〇キロ)であった。

これに対し、日農主体性派、全農連、全指連、農業委員会全協などの参加している中央農業会議の要求した麦価は、次にかかげる要請書にみられる通り、政府算定価格よりかなり高いものであった。

(昭和二八年産麦対策に関する要請)

昭和二八年産麦の管理、価格などについては暫定的に、おおむね現行法の範囲においても、少くともつぎの措置を構ずるよう要請する。

一、統制方式

少くとも現行の間接統制方式を維持し、その運営の適正をはかるものとする。

二、買入価格

買入価格は、左により算出された価格を参酌して、次の三麦別価格(正味)を下らないものとする。小麦(普通小麦、第二類三等六〇疔)二一七〇円(対前年比一二・四%上げ)。大麦(普通大麦、第二類三等五二・五疔)一八三二円(対前年比二三・六%上げ)。はだか麦(普通はだか麦、第三類三等六〇疔)二三四四円(一対前年比一六・六%上げ)。

(イ)小麦にあつては、少くともパリティ価格算出上の基準時における対米価比率を維持するため、二八年五月末現在の想定米価(パリティ米価に二七年産米の特別加算額を加算)に対し上記の対米価比率を乗じてえた価格。

(ロ)大麦及びはだか麦にあつては、(イ)によって算定された安定小麦価格を基準とし、小麦に対する大麦及びはだか麦の需給事情及び市場価格水準の変動(対小麦価比率の変動)を織り込んだ価格。

三、売渡価格

- 1、標準売渡価格は、食糧管理法施行令第二条の四の規定に厳密に準拠して算定する。但し家計麦価算出上の期間を少くとも六ヵ月以上とする。
- 2、売渡予定価格は施行令第二条の五にもとづき、標準売渡価格を基準とし、特に保管期間の相違(具体的には保管によって生ずる保管料及び金利負担)を参酌して算定する。

四、買入方法

現行方法のほか、別に政府は市場価格調整上必要があると認めた場合は、最盛出回期において一定期間を定め、時価またはこれに準ずる価格をもって、農業者団体より随時買入れることができるものとする。

五、売渡方法

- 1、政府所有玄麦の売渡は、売渡予定価格を最低として入札の方法による指名競争契約によってこれを行うものとする。
指名先は政府の指定する加工業者に限定し、特に政府売渡玄麦の転売を防止するため必要があると認めた場合は、加工業者別の売渡限度数量を設けるものとする。
- 2、売渡予定数量は、四半期別に公表する。

3、輸入補給金等の財政負担の加工流通過程における中間吸収を防止し、消費者価格を安定せしめるため、政府の価格調整力を強化する措置を講ずる。その措置は例えば政府による調整用内麦の積極的把握、委託加工制の適正実施、標準小売店の設置等とする。

4、特に委託加工制の実施にあつては、現行の加工業者と卸小売業者との直接歩留協定による政府への賠償金支払制を改め、適正歩留による政府所有製品の直接市場売渡制をとるものとする。

六、外麦の管理

外麦は現行方式によって全面的か国家管理を継続する。
但し輸出製品用外麦の売却にあつては、輸入補給金を附することなく、別途に輸出促進措置を構ずる。

七、検査

- 1、麦の検査規格規定及び基準麦並に格差の決定にあつては農民代表を参画せしめてその適正化をはかる。
- 2、無検査の流通品を防止するため主として左の対策を講ずる
(イ)検査手数料を一俵五円以下に引下げる。
(ロ)農産物検査法を改め、無検査品を買受けまたはその売渡の委託を受けたものに対し罰則を設ける。
(ハ)生産者の委任による農協の一括団体検査を認める。
(ニ)無検査品の取締りを強化し、かつ原則として無検査品の市町村外移動を禁止する措置を講ずる。
(ホ)検査機能を高め、適時常時の集合検査を実施する。

本年産麦価問題に対する農民団体の要求は、右のとおり一応現行統制方式をみとめた上でその枠内での最高価格を闘いとるという性格のものであるが、日農の本来の要求は直接統制の復活であり、食糧の民主的管理制度の実現にあつた。しかし本年産麦価をめぐり、政府と野党農民団体がたがいに強硬な態度をとり最後まで争った腹のうちには、たんに麦価をどの水準にきめるかという問題の外に、右の間接統制か直接統制かの管理方式をめぐる争いが存在していたからである。すなわち農民団体は、その主張する生産者価格と消費者価格を公定さして、その価格差を補償する財

政負担を政府に承認することにより、事実上二重麦価格制を実現し、これをもって麦の直接統制を実質的に復活させ、同時に来るべき米価闘争の前哨戦として麦価を有利にきめよう、と考えたのであった。

日農(主体性派)の麦価に関する態度は、(1)小麦は二五、二六年平均の対米価比率を維持し、しかも米価の特別加算額相当分を加算した価格とする、(2)大、裸麦は小麦価格を基準とし統制廃止後において小麦と比べ大、裸麦の上った割合だけ引上げること、というにあるが、この方針のもとに中央農業会議加盟団体の歩調を一致させ、農業委員会もこれと協調させる、という戦術をとった。右の方針はまた改進黨、左右社会党、緑風会等に属する米価審議会委員にも大体において支持され、総評はじめ各労組をもふくめ、広い反政府戦線がつくられるにいたった。要するに、外国産麦の大量輸入と間接統制から統制撤廃へという自由党政府の方針に対し、麦価をめぐる二重価格制、直接統制復活へという農民団体の基本的態度が対立したのである。

さて六月一六日の米価審議会は政府諮問案を否決して、結局は買入れ価格を上げる答申を決定した。これに対し政府は、答申は三麦間の価格比の調整を計るという政府の当初の意図を貫く上に支障ないとして、この答申を採用することにした。農林省では麦価引上げの方法として、特別加算(三六・七%)を基本価格に加えることにした。ところが自由党池田政調会長は小麦の加算率が高すぎるとし、大麦、裸麦、小麦の加算率をそれぞれ四%、四%、二%、とする案を主張し、農林省は小麦三%という妥協案を出したがついに不調に終り、内田農相の辞任となった。後任の保利農相と政調会で折衝の結果、三麦加算率は四・五%、四・五%、二%ときまり、大麦一六三七円、裸麦二一九三円、小麦一九七二円と決定した。

五三年産の麦価決定により政府は約一六億円の財政負担を承認したことになるが、農民団体はこれをもって事実上二重価格制への突破口をひらいたものとし、農民からは高く買い、消費者には安く売りの価格体系がある程度確立されたものとした。

売渡し価格をめくり、とくに労組、主婦連などの消費者側団体が署名運動その他により麦価闘争に参加した。しかし国会における自由、改進黨を中心とする政治的取引によって最終的に決定された麦価は、決して生産者には生産費をつぐない、消費者には生活を安定させるほどの麦価でもなく、またその決定の基準は何ら合理的な根拠にもとづくものではなかった。ただ注目すべき点は、麦価問題に日農など農民団体のみならず、労組など広汎な国民大衆が反政府闘争に歩調をそろえた点であり、また来るべき米価闘争の前哨戦において、吉田政府がかなりの譲歩を余儀なくされた点であった。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
